

宮城県図書館資料収集方針

第1 目的

宮城県図書館(以下、本館)は、全ての県民が目的に応じた知識や情報を入手して、生活の向上、地域社会の発展に貢献し、広く文化的な営みをもつための情報提供の拠点として存在する。また、本館に所蔵される叡智の集積を全国に発信し、かつ、未来へ伝える責務を担う。

このような本館の使命にかんがみ、公平かつ長期的な視点に立って、公共図書館として備えるべき適切な蔵書構成の実現を図るため、本収集方針を定める。

第2 資料収集にあたっての基本的な考え方

資料収集にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 生涯学習に役立つ図書館として、広く県民の学習に供する資料の収集に努める。
- 2 情報の拠点としての図書館として、県民の多様な調査・研究に役立つ資料の収集に努める。
- 3 次世代の育成に役立つ図書館として、宮城資料及び児童資料の収集に努める。
- 4 県民の「知る自由」に応えることができる資料の収集に努める。
- 5 時間の経過にあっても輝きを失わない資料の収集に努める。
- 6 市町村図書館等からのニーズに応えることができ、かつ本館の目的に適う資料の収集に努める。

第3 収集資料ごとの留意点

収集する資料ごとの留意点は次のとおりとする。

1 一般図書

県民の知的関心に応え得る蔵書構成を図るため、新刊図書は幅広く収集する。通俗書、娯楽書については厳選する

2 参考図書

学術的・教育的・社会的に有用なものを幅広く収集する。

3 児童資料

子どもたちの豊かな心と創造性を育む資料について幅広く収集する。児童資料として保存すべき資料については、網羅的な収集を図る。児童資料に関わる研究資料についても収集対象とする。

4 外国語資料

各国の歴史・文化芸術・社会経済・自然科学等に関する基本的資料及び日本に関する資料を中心に収集する。英語、中国語、ハンゲルで書かれた資料を中心とし、その他の言語については必要に応じて収集する。

5 逐次刊行物

新聞については全国紙のほか東北、北海道における地方紙も対象とする。専門紙及び機関紙は精選する。雑誌については各分野の主要なものを中心とする。年鑑・年報類については、調査研究に有用なものを収集する。市販されていない学術誌、専門誌、研究紀要等についても留意し、必要に応じて収集する。

6 視聴覚資料

カセットテープ・CD、楽譜、ビデオテープ・DVD等の視聴覚資料は、県民の教養・文化の向上に役立つ資料を精選して収集する。本県に関わる資料、県内で制作された資料については積極的に収集する。

- 7 電子資料
内容、検索の多様性、操作性等を考慮して収集する。
- 8 障がい者サービス資料
「バリアフリー図書館」を実現するために、録音資料、点字新聞・雑誌、さわる絵本、字幕・手話付きビデオテープ等の資料を積極的に収集する。
- 9 宮城資料
本県及び旧仙台領等関係地域に関する資料、本県にゆかりのある人の著作物、県内で発行された著作物や行政資料等を網羅的に収集する。
- 10 古典籍
仙台藩関係のものを中心に内容的にも優れた和漢の古典籍を収集し、古典籍の充実に努める。

各資料の選定に関わる事項は、別に定める「宮城県図書館資料選定基準」（以下、本館資料選定基準）による。

第4 資料収集の方法

- 1 購入、寄贈、管理換え等により収集する。
- 2 特に蔵書構成上必要であって、市販されていない資料、一般の流通ルートによらない資料については、寄贈等により積極的かつ的確な収集を図る。

第5 資料選定の組織

- 1 資料の選定については、「宮城県図書館資料選定会議」（以下、資料選定会議）が本収集方針及び別に定める本館資料選定基準に基づいて行う。
- 2 資料選定会議の運営に関わる事項は、別に定める。

第6 本収集方針の運用

- 1 本収集方針に定めるもののほか、資料収集の方針に関わる必要な事項は、その都度資料選定会議に諮るものとする。
- 2 本収集方針は、県民の知的関心に応えるとともに、効率性の高い資料収集の実現を期す証として、「宮城県図書館ホームページ」等において公開するものとする。

附 則

本収集方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本収集方針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本収集方針は、平成21年4月1日から施行する。